

議員提案条例見直しに関する調査結果(議員分)

整理番号	名称	見直しが必要と思われる理由	提案議員
1	宮城県の民間非営利活動を促進するための条例	・指定管理者制度等、社会環境が変わってきているため。	中島源陽議員
		・社会的包摂を目指し、NPOが社会的に果たす役割が重要になっている。公益法人改革をはじめ、NPOの法制度改正を踏まえ、NPOの活動を更に促進させるため、条例改正が必要である。	ゆさみゆき議員
2	宮城県暴走族根絶の促進に関する条例	・暴走族だけを根絶させるのではなく、暴走行為や爆音行為そのものを根絶させることが重要と考えるため。	堀内周光議員
3	宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例		
4	附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例		
5	みやぎ食と農の県民条例	・農業をとりまく環境が、条例が公布された平成12年当時とは確実に違ってきているため。農業法人や(農業の)大規模化を考慮した条例を考えてはどうか。	只野九十九議員
		・TPP等、様々な農業を取り巻く環境が変わってきたため。	中島源陽議員
6	宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例		
7	宮城県男女共同参画推進条例	・制定以降、国においても目標値や目標年度の見直しも行われており、震災以降、防災に対しても視点を加える必要があると思われる。また、入札参加条件に企業認証制度の観点も含まれたことなど、周辺環境の変化を組み込んでいただきたい。	外崎浩子議員
8	宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例	・条例には「自然エネルギー」とあるが、現在は「再生可能エネルギー」との呼称が定着していることから、変更すべきではないか。	相沢光哉議員
		・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正により、既存のネーミングと内容に齟齬が生じている。新改正法の実態に合致させる必要がある。	藤倉知格議員
		・既に、法律は「再生可能エネルギー」と名称が変更され、内容も大幅に変わっているので、整合性を図るべき。	畠山和純議員
		・自然エネルギーが再生可能エネルギーに変わってきたため。	安藤俊威議員
		・県では、再生可能エネルギー導入の促進について、「再生可能エネルギー室」を設置し、住宅や公共施設への太陽光発電の導入促進などの拡充強化を図りながら進めている。再生可能エネルギーの促進を図るために条例見直しが必要である。	ゆさみゆき議員
		・改正法との文言調整が必要である。(事務局聴き取り)	池田憲彦議員
		・用語自体が変わっているため。	中島源陽議員
		・現時点において、自然エネルギーという概念は再生可能エネルギーとなっており、東日本大震災後の状況や、地球温暖化の現状など、大きく変化している。また、関連法の改正等もあり、その点からも見直しが必要と考える。	菊地恵一議員
		・関連法の改正により見直しが必要。	高橋伸二議員
		・本県は、環境、自然エネルギー等の基本計画が重複している上、乱立しており、県民にとって分かりづらい。この条例においても、基本計画を定める旨の条項があるため、見直しが必要ではないか。	佐々木幸士議員

整理番号	名称	見直しが必要と思われる理由	提案議員
8	宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例	・自然エネルギーという言葉は最近あまり使われることがなく、再生可能エネルギーという言葉が使われているため。	長谷川敦議員
		・「自然エネルギー」という言葉は、現在「再生可能エネルギー」と言われるようになったため、言葉の変更等を行う必要がある。 ・原子力に言及している箇所については、福島第一原発の事故を踏まえ、一部改正すべき。	堀内周光議員
9	宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例		
10	みやぎ海とさかなの県民条例	・福島第一原発事故を踏まえ、「海を守る」という点を県の責務として追記すべき。	堀内周光議員
11	宮城県犯罪被害者支援条例		
12	ふるさと宮城の水循環保全条例	・多くの県民にとって外資による土地の保有、それに伴う水資源に対する不安が高まっている現在、土地所有者に対する規制、水資源保全のための適正な土地利用の確保を図ることを追記すべき。	堀内周光議員
13	宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例		
14	宮城県文化芸術振興条例		
15	みやぎ教育の日を定める条例	・11月1日をみやぎ教育の日としているが、もう少し県民にアピールしないと、この条例のなんたるかが分からない。もう少し考えてはどうか。	只野九十九議員
16	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例		
17	ものづくり産業振興に関する県民条例		
18	宮城県飲酒運転根絶に関する条例	・県内においては、根絶運動の先頭に立つべき公務員の飲酒運転や痛ましい事故は後を絶たず、根絶には社会全体の意識を高める取組が必要である。福岡県では、全国で初めて罰則付きの飲酒運転撲滅条例を施行した。飲酒運転で検挙された後、5年以内に再び飲酒運転をすると、アルコール依存症かどうかの診断が義務付けられ、受診しない場合は5万円以下の過料になる等の罰則が定められているというもの。県民の安全・安心な生活を守るため、宮城県でも福岡県のような飲酒運転撲滅条例が必要と考える。	境恒春議員
19	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例	・震災後のまちづくりとの整合をとるため。	安藤俊威議員
20	宮城県議会基本条例		
21	宮城県美しい計画の形成の推進に関する条例	・震災後のまちづくりとの整合をとるため。	安藤俊威議員
22	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例		
23	みやぎ観光創造県民条例	・実効を上げるための工夫が必要と思われるため。	高橋伸二議員
		・東日本大震災発生直前に制定された条例であるが、震災を経て、その根本的な精神に変化はないものの、取り巻く環境は大きく変化しており、条例の実効性を願う意味で見直しが必要ではないかと考える。	菊地恵一議員

※政策条例以外

24	宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費を取り巻く社会状況の変化に合わせて改正されてはきているが、その交付の目的と、議員活動における政務活動費の使いやすさなどの観点から、全般的に確認することが必要ではないかと考える。 	菊地恵一議員
----	-------------------------	--	--------

【その他】

/	<ul style="list-style-type: none"> ・各条例の達成度、進捗状況、課題等を把握し、その上で、改廃について検討する必要がある。常任委員会その他の検討機関の中で議論し、結論を導き出す必要がある。 	藤倉知格議員
/	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の条例については、既に年数の経っているものもあり、時代に合っている内容なのか、現在の政策との整合性や、成果がいかほどかの検討を重ねる必要があると思うので、1年間に2～3本程度、改廃を含めて全条例の検討の必要があると思う。(事例：三重県議会) 	畠山和純議員
/	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会で、年間2～3本程度を見直していく必要がある。 	小野隆議員
/	<ul style="list-style-type: none"> ・議員提案条例の見直し等は、提案した議会として行う必要がある。見直し等は、それぞれの所管常任委員会で日程を取り、見直しが必要かどうかも含め、調査・検討すべきである。 	渥美巖議員
/	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の見直しと共に、条例制定による政策効果の検証をどうしていくのかについても検討が必要である。 	中島源陽議員
/	<ul style="list-style-type: none"> ・各条例につき、詳細に検証するべきである。よって、三重県のように第三者やパブコメを入れての検証委員会をつくって対応してほしい。 	安部孝議員
/	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し要否の判断のために条例の中身を調査研究する時間等がないので、各条例を担当する部署からの意見を取りまとめ、特に見直しを必要とするものから、方策等を定めて進めていくことを望む。 	長谷川洋一議員
/	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の文言を細かくは見ていないが、条例制定から10年を過ぎたものは全て見直しをし、改廃または維持などを決めるべき。 	佐々木幸士議員
/	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を所管する委員会において、4年に1回なり、定期的に検討を行うようにしてはどうか。 	細川雄一議員
/	<ul style="list-style-type: none"> ・議員提案条例の見直しは行うべき。(※個別意見なし) 	社民党県議団